

名瀬港クルーズ客船受入時出店規則

この規則は、名瀬港に寄港するクルーズ客船受入時の出店を円滑に進める事を目的とする。

○出店管理について

- ・ 出店管理に関しては（一社）あまみ大島観光物産連盟が担当とする。
- ・ 出店事業者はテント内最大 12 事業者、車両販売最大 3 事業者までとし、定員を越す募集があった場合には事務局にて選定する。

○テント設置、撤収について

事務局と出店業者によって行なう。

○出店条件

- ・ （一社）あまみ大島観光物産連盟もしくは奄美大島観光協会の会員である事。
- ・ 出店料（※1 回 1 ブース 3,000 円、1 事業者 1 ブースまで）を毎回事務局に対し支払う事。
※1 ブースにつき、間口 3,600 cm（1,800cm テーブル×2）×奥行 3,600 cm（1,800cm テーブル×2）
- ・ 原則として 1 年度間を通してクルーズ船が寄港する際は必ず出店する事。（但し、強風・大雨等の荒天時において事務局が出店不可と判断した場合は除く）
- ・ 机や椅子等、出店に必要な備品を各自で準備出来る事。
- ・ 事務局が用意するアンケートに回答する事。
- ・ この規則を尊重し、守る事。

○注意事項

- ・ この規則をお守り頂けないときは、途中で出店をお断りする場合があります。
- ・ 販売時のお客様とのトラブルや商品管理の事故については、（一社）あまみ大島観光物産連盟、奄美大島観光協会及び奄美市は一切の責任を負いかねます。